

2 総 則

開催の趣旨

国民スポーツ大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとする国内最大のスポーツの祭典である。

青森県で開催する第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」は、「翔ける未来へ縄文の風に乗って」をスローガンに掲げ、スポーツによる感動や交流の輪が広がるとともに、本県のあらゆる魅力を発信するなど、県民総参加による青森県らしさあふれる大会を目指して開催する。

実施方針

1 実施競技

(1) 正式競技（37 競技）

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ローイング、ホッケー、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、クレール射撃、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

(2) 公開競技（7 競技）

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビック

(3) デモンストレーションスポーツ（39 競技）

いきいき太極拳、インディアカ、ウォーキング、ウォークビンゴ、エンジョイ！グラウンド・ゴルフ、オリエンテーリング、カーリング、空道、女子ソフトボール、スポーツウエルネス吹矢、スポーツチャンバラ、ソフトバレーボール、ターゲット・バードゴルフ、ダンススポーツ、ドッジボール、年齢別ソフトテニス、年齢別テニス、年齢別バドミントン、ノルディックウォーキング、パークゴルフ、パラグライディング、ビリヤード、ビーチサッカー、ファイン・ボール、フライングディスク、ふれあいゲートボール、ふれあいソフトボール、ふれあいボウリング、フロアボール、ペタンク、マスターズスイミング、マスターズ陸上競技、マラソン、マラソン&ウォーキング、モルック、ユニカール、ユニバーサルホッケー、ラージボール卓球、Let's Enjoy バウンドテニス

(4) 特別競技（1 競技）

高等学校野球

2 会期及び会場

(1) 正式競技・特別競技（11市、11町、2村：計24市町村）

会 期	会 場 地
2026年10月10日（土） ～10月20日（火） 〔11日間〕	青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、西目屋村、藤崎町、七戸町、六戸町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、五戸町、南部町、階上町、山梨県北杜市
2026年9月3日（木） ～9月13日（日） 〔11日間〕	青森市、弘前市、十和田市、三沢市、むつ市、平内町、西目屋村、野辺地町、六ヶ所村、宮城県利府町 ※ 水泳、ローイング、ホッケー、バレーボール（ビーチバレーボール）、体操、セーリング、ハンドボール、相撲、ライフル射撃、カヌー（スラローム・ワイルドウォーター）、クレー射撃、ゴルフ、トライアスロン競技会は上記会場で実施
2026年10月2日（金） ～10月9日（金） 〔8日間〕	青森市、弘前市、八戸市 ※ 自転車（トラックレース）、アーチェリー、高等学校野球競技会は上記会場で実施

(2) 公開競技（3市2町：計5市町）

会 期	会 場 地
2026年8月8日（土） ～10月4日（日）	十和田市、三沢市、平川市、平内町、藤崎町

(3) デモンストレーションスポーツ（7市、16町、6村：計29市町村）

会 期	会 場 地
2026年5月17日（日） ～10月4日（日）	青森市、弘前市、八戸市、十和田市、三沢市、むつ市、平川市、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、鱒ヶ沢町、深浦町、藤崎町、大鱒町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、横浜町、東北町、おいらせ町、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、田子町、階上町、新郷村

(4) 文化プログラム

文化プログラムの実施については、「文化プログラム実施基準」に基づき、2026年1月1日から2026年12月31日までの期間で、原則として、県内市町村で開催する。

3 競技方法

各競技別実施要項に示す方法とし、正式競技は都道府県対抗で実施する。

4 ドーピング検査の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動（ドーピング検査及びアンチ・ドーピング教育活動）は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構が定める「日本アンチ・ドーピング規程」及び別に定める「国民スポーツ大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」に基づき実施する。

なお、治療の目的で禁止物質・禁止方法を用いる必要がある場合は、事前に「治療使用特例」（TUE）の手続きを行うこと。

各都道府県の代表選手は、大会期間中は常に「国民スポーツ大会ドーピング検査同意書」を所持しなければならない。選手が18歳未満の場合、本人の署名及び親権者の署名がある同意書を所持すること。

5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

選手及び監督の参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準は、次のとおりとする。

なお、参加資格については、「第80回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明」を併せて確認すること。

【 公益財団法人日本スポーツ協会ホームページ <https://www.japan-sports.or.jp/> 】

(1) 参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(ア) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち「永住者」（「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む。）

(イ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、「8 参加申込方法」で定めた本戦参加申込締切時に1年以上在籍していること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」、「家族滞在」又は「定住者」に該当していること。

(ウ) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者であること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。

[注] 上記(ウ)bについて、大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

イ 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長（代表者）とスポーツ協会会長（代表者）が代表として認め、選抜した者であること。

ウ 第78回又は第79回大会（都道府県大会及びブロック大会を含む）において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第78回又は第79回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

[注] a及びbは当該要件発生後、初めて参加するものに限る。

c ふるさと選手制度を活用する者（別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。）

[注] 別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

d 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

e 令和6年能登半島地震に係る参加資格特例措置を活用する者（別記6「令和6年能登

半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。)

(イ) 少年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

c 一家転住に係る者(別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。)

[注] aからcは当該要件発生後、初めて参加するものに限る。

d JOC エリートアカデミーに在籍する者(別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による。)

e 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者(別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。)

f 令和6年能登半島地震に係る参加資格特別措置を活用する者(別記6「令和6年能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。)

エ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。

オ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。

カ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

キ 選手、監督並びに本部役員帯同のスポーツドクター及びアスレティックトレーナーは、大会参加前の1年以内に公益財団法人日本スポーツ協会(以下「日本スポーツ協会」という。)が指定するアンチ・ドーピング教育を受講し、「国スポ本戦出場前のアンチ・ドーピング教育履歴」に記載した者であること。

ク 上記のほか、選手については次のとおりとする。

(ア) 都道府県大会及びブロック大会に参加し、これを通過した者であること。

(イ) 健康診断を受け、競技会への参加に支障がない者であること。

(ウ) ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。

ケ 上記のほか、監督については日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、監督が不在の場合選手は参加することができない。各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。

(2) 所属都道府県

所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

ア 成年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 勤務地

(ウ) ふるさと(別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。)

[注] 別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受けふるさと選手として参加する者を含む。

イ 少年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地(以下「学校所在地」という。)

(ウ) 勤務地

(エ) 別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地

※ 「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、2026年4月30日以前から本大会終了時（2026年10月20日）まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務、又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

[成年種別]

- a 別記4「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- b 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- c 別記6「令和6年能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

[少年種別]

- a 別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」の適用を受ける者
- b 別記4「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- c 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- d 別記6「令和6年能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

(3) 選手の年齢基準

ア 選手の年齢基準については、下記を原則とする。

- (ア) 成年種別に参加する者は、2008年4月1日以前に生まれた者とする。
- (イ) 少年種別に参加する者は、2008年4月2日から2011年4月1日までに生まれた者とする。
- (ウ) 年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、2026年4月1日を基準とする。

イ 日本スポーツ協会が特に認める場合は、上記アにかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができる。ただし、年齢の下限は中学3年生（2011年4月2日から2012年4月1日までに生まれた者）とする。

(4) 前記の各事項に疑義のあるときは、日本スポーツ協会及び当該競技団体が調査・審議の上、日本スポーツ協会がその可否を決定する

6 各正式競技の総合成績決定方法

各正式競技の総合成績決定方法は次のとおりとする。

(1) 次のア、イの得点を合計したものを男女総合成績（天皇杯得点）及び女子総合成績（皇后杯得点）とする。

ア 競技得点

競技得点は、各種別、種目などの第1位から第8位までの都道府県に与え、次のとおりとする。ただし、同順位の場合は、次の順位のを加え、当該都道府県で等分し、割り切れない場合は、小数第3位以下を切り捨てる。

		1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
種別	4人以下	24点	21点	18点	15点	12点	9点	6点	3点
	5人以上7人以下	40点	35点	30点	25点	20点	15点	10点	5点
	8人以上	64点	56点	48点	40点	32点	24点	16点	8点
種目	—————	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点

[注] 「種別」：種別などに与える競技得点 「種目」：種目などに与える競技得点

イ 参加得点

参加得点は10点とし、大会（ブロック大会を含む。）に参加した都道府県に与える。

ただし、ブロック大会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

(2) 各競技の総合成績は、当該競技団体が決定する。

ただし、天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、当該競技団体と大会総務委員会が協議する。

(3) 参加資格違反等に関わる得点等の取り扱いについては、「国民スポーツ大会における違反に対する処分に関する規程」によるものとする。

7 表彰

(1) 冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の男女総合成績第1位の都道府県に天皇杯を、同じく女子総合成績第1位の都道府県に皇后杯をそれぞれ授与する。

(2) 冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の男女総合成績及び女子総合成績の第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

(3) 各正式競技の男女総合成績第1位の都道府県に、国民スポーツ大会会長トロフィーを授与する。

(4) 各正式競技の男女総合成績及び女子総合成績の第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

(5) 各競技の各種別及び各種目などの第1位から第8位までに賞状を授与する。団体競技の場合は、その都道府県名とチーム全員（監督を含む）の氏名を記載したものを都道府県用に1枚、さらにその都道府県名と個人名を記載したもの、又は都道府県名とチーム全員（監督を含む）の氏名を記載したものをチーム全員に授与する。

(6) 各正式競技の第1位から第3位までの選手にメダルを授与する。

8 参加申込方法

(1) 参加申込

都道府県スポーツ協会会長（代表者）及び競技団体会長（代表者）は、連署の上、都道府県大会又はブロック大会において選抜された者及び公益財団法人日本高等学校野球連盟が選出したチームを、大会会長宛てに申込むものとする。

(2) 参加申込締切

参加申込は、定められた締切日時までに国民スポーツ大会参加申込システムにより行う。

なお、各競技別実施要項の「参加申込方法」を併せて確認すること。

(3) 参加申込締切日時

締切日時	競 技
2026年 8月13日（木） 午後5時 【15競技】	水泳、ローイング、ホッケー、バレーボール（ビーチバレーボール）、体操、セーリング、ハンドボール、自転車、相撲、ライフル射撃、カヌー、クレー射撃、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

<p>2026年 9月3日(木) 午後5時 【24競技】</p>	<p>陸上競技、サッカー、テニス、バレーボール(6人制)、バスケットボール、レスリング、ウエイトリフティング、ソフトテニス、卓球、軟式野球、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、高等学校野球</p>
--	---

(4) 参加申込様式

参加申込様式は、日本スポーツ協会が実施競技団体と協議の上、作成する。

(5) 公開競技の参加申込

公開競技については、別途当該中央競技団体が定める所定の手続きにより行う。

(6) 選手の交代

参加申込締切後の選手の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手を交代する場合は、所定の様式、方法により次のア～ウ宛てに届け出なければならない。

ア 全国を統轄する各中央競技団体事務局

イ 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会事務局

ウ 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ各競技会場地市町村実行委員会事務局

なお、日本スポーツ協会に対しては、大会終了後、所定の手続きにより参加申込情報を修正すること。

9 棄権手続

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、所定の棄権手続きをとらなければならない。

なお、棄権手続きに係る届出については選手交代届と同じ様式を用いること。

10 大会参加負担金

(1) 大会に参加選手団(視察員を除く)を派遣する都道府県スポーツ協会は、大会参加負担金を納入する。一人あたりの大会参加負担金の額は下記のとおりとする。

区 分	負 担 金
少年の種別に参加する選手	3, 0 0 0 円
上記以外の者(本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等)	6, 0 0 0 円

[注] 地震、風水害、感染症及びその他主催者の責によらない事由により大会を中止した場合、大会参加負担金の返金を行わない。

(2) 大会参加負担金は、都道府県スポーツ協会に取りまとめ、次のとおり納入する。

ア 納入期限 2026年9月4日(金)

イ 納入先 みずほ銀行 渋谷支店 普通預金口座 513729
公益財団法人日本スポーツ協会

11 宿泊申込

大会参加者は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会が指定した所定の様式により、定められた締切日までに申込む。

12 都道府県選手団本部役員編成

- (1) 都道府県選手団本部役員は、次のとおりとする。
 - ア 参加選手 500 名以上の場合、団長、総監督及び総務ほか、計 20 名以内とする。
 - イ 参加選手 300 名以上 500 名未満の場合、団長、総監督及び総務ほか、計 15 名以内とする。
 - ウ 参加選手 300 名未満の場合、団長、総監督及び総務ほか、計 10 名以内とする。
- (2) 上記役員のほか、5 名以内の顧問を設けることができる。
- (3) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、スポーツドクターを帯同するものとする。

なお、帯同するスポーツドクターは日本スポーツ協会公認スポーツドクター資格を有する者とする。
- (4) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、原則としてアスレティックトレーナーを帯同するものとする。

なお、帯同するアスレティックトレーナーは日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー資格を有する者とする。
- (5) 都道府県選手団本部役員の 1 日あたりの編成人数については、上記(1)及び(2)による人数を上限とする。
- (6) 都道府県選手団本部役員の参加申込は、2026 年 9 月 3 日（木）午後 5 時までに国民スポーツ大会参加申込システムにより行う。

13 視察員

- (1) 視察員は、1 都道府県 3 名以内とする。ただし、2027 年以降の国民スポーツ大会の開催が決定又は内定している県については、宮崎県 100 名以内、長野県及び群馬県 60 名以内、島根県及び奈良県 40 名以内とする。
- (2) 都道府県の視察員の参加申込は、2026 年 9 月 3 日（木）午後 5 時までに国民スポーツ大会参加申込システムにより行う。

14 参加章及び AD カードの交付

参加章及び AD カードは、次の者に交付する。

- (1) 参加章
 - ア 都道府県選手団の本部役員、監督及び選手
 - イ 大会役員、競技会役員及び競技団体が指定した競技役員
 - ウ 公開競技及びデモンストラーションスポーツ参加者
- (2) AD カード (Accreditation Card)
 - ア 都道府県選手団
 - イ 大会役員、競技会役員及び競技団体が指定した競技役員
 - ウ 大会主催者及び競技会主催者が認めた者
 - エ 公開競技に参加する選手、監督及び役員

15 参加上の注意

- (1) 大会期間中は、交付された AD カードを携帯しなければならない。
- (2) 各都道府県の代表選手は、競技に際し、「国民スポーツ大会ユニフォーム規程」に基づき、ユニフォームを着用しなければならない。

16 個人情報及び肖像権に関わる取り扱い

日本スポーツ協会、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ各競技会場地市町村実行委員会及び国民スポーツ大会実施競技中央競技団体（以下「国スポ関係機関・団体」という。）は、参加申込等を通じて取得する個人情報及び肖像権の取り扱いに関して以下のとおり対応するものとする。

(1) 個人情報の取り扱い

ア 利用目的

大会参加申込として国民スポーツ大会参加申込システムへ登録された個人情報は、国スポ関係機関・団体において、参加資格の確認や競技組合せなどをはじめとする大会運営業務のために利用し、目的以外に利用しない。

イ 公表の範囲と方法

個人情報のうち、所属都道府県、氏名、性別、年齢、学校名、チーム名等、所属と個人を識別するために必要な情報については、以下の方法等により公表することがある。

- (ア) 総合プログラム及び競技別プログラムへの掲載
- (イ) 競技会場内におけるアナウンス等による紹介
- (ウ) 競技会場内外の掲示板等への掲載
- (エ) 大会関連ホームページへの掲載
- (オ) 報道機関への提供

ウ 競技結果（記録）等

競技結果（記録）については、上記イで定めた個人情報とともに、以下の方法等により公表することがある。

- (ア) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会が設置する記録本部を通じた公開
- (イ) 国スポ関係機関・団体及び報道機関等による新聞・雑誌及び関連ホームページ等への掲載
- (ウ) 国スポ関係機関・団体が作成する大会報告書等への掲載
- (エ) 次回以降の大会プログラムへの掲載【新記録、優勝及び上位入賞結果（記録）等】

(2) 肖像権に関する取り扱い

ア 写真

国スポ関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真が、新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがある。

イ 写真（写真撮影企業等）

国スポ関係機関・団体に認められた写真撮影企業等によって撮影された写真等が販売されることがある。

なお、各競技・会場における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

ウ 映像

国スポ関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された映像が、中継・録画放映及びインターネットによって配信されることがある。また、DVD 等に編集され、販売・配付されることがある。

(3) 対応

ア 承諾の確認

大会参加申込として国民スポーツ大会参加申込システムへ登録された時点で、上記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

なお、各競技会における取り扱いに伴い、別途、当該中央競技団体等によって個別に承諾

を確認することがある。

イ 役員等

大会役員、競技役員、運営役員、その他各種委員や補助員、国スポ関係機関・団体と大会に関する契約をしている者及び大会運営関係者については、上記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

17 都道府県大会及びブロック大会

正式競技については、本大会の予選として次のとおり都道府県大会（ブロック大会）を開催しなければならない。

(1) 都道府県の主催団体は、必要に応じて日本スポーツ協会及び中央競技団体等関係団体と協議の上、本要項に基づき実施要項を作成する。

なお、日本スポーツ協会及び中央競技団体は、その内容に不備がある場合、適宜指導を行うものとする。

(2) 都道府県大会の実施にあたり、当該都道府県主催団体は、適正な手続きに則り決定した代表選手の選抜方法・選考基準について、予め関係者に周知徹底を図るものとする。

(3) 参加者は、実施要項に基づき当該主催団体に申込み。

なお、参加は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。

(4) ブロック大会の申込みは、原則として国民スポーツ大会参加申込システムにより行い、様式は日本スポーツ協会及び当該主催団体が協議の上、作成する。

なお、参加申込システムを使用しない場合の様式については、当該主催団体において別途作成する。

(5) 都道府県大会の参加申込様式は、当該主催団体において作成する。

(6) 参加料を徴収する場合の金額は、当該主催団体が中央競技団体と協議の上、定める。

(7) 競技運営に差し支えない限り、青森県選手は当該競技ブロック大会を経ることなく本大会に参加することができる。

18 国民スポーツ大会参加者傷害補償制度

日本スポーツ協会及び都道府県スポーツ協会は、国民スポーツ大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として大会参加者による国民スポーツ大会参加者傷害補償制度を運営する。

(1) 本制度の対象となる参加者は、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規定に定められた選手、監督、選手団本部役員（顧問を含む）、視察員並びにその他選手団役員とする。

(2) 大会参加の都道府県スポーツ協会は、国民スポーツ大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金（一人あたり1,000円）を、日本スポーツ協会に納入する。

(3) 納入締切日及び納入先については、別途日本スポーツ協会から都道府県スポーツ協会へ通知する。

19 青の煌めきあおもり国スポの実施目標

- (1) スポーツによる感動の創出と地域へのスポーツの定着
スポーツを「する」「みる」「ささえる」など多様な場面で、感動が創出されることにより、県民の誰もがスポーツに関わる楽しさを感じることができる環境が整備されるとともに、県内各地で地域住民がスポーツに取り組む習慣が身につき、スポーツが地域に定着する大会とする。
- (2) 自発的、積極的な県民参加による地域の活性化
県民一人ひとりが、開催準備に自発的、積極的に参加するとともに、スポーツを通じた健康づくりなどに一丸となって取り組むことにより、全ての県民が心身ともに健康な状態で大会を迎え、その後も各地域が元気で活力に満ちた姿となる大会とする。
- (3) 来県者への熱い心でのおもてなしとあらゆる魅力の発信
大会に参加する選手・監督・役員・応援者など数多くの来県者を熱いおもてなしの心で迎えるとともに、大会期間を通して本県のあらゆる魅力を体感していただくことにより、再び本県を訪問したいという気持ちを喚起する大会とする。
- (4) 北国ならではの大会運営
北国ならではの気象条件を考慮し、総合開・閉会式を屋内開催とするとともに、競技特性も考慮の上、会期前競技を多く設定することなどにより選手ファーストを意識した大会とする。

20 その他

- (1) 参加申込及び宿泊申込が、定められた締切日までに行われない場合、又は、参加負担金が定められた納入期限までに納入されない場合は、本大会への参加を認めない。
- (2) 大会運営にあたり、選手・観客・大会関係者への安全を最優先に配慮し、気象状況・感染状況・交通状況・テロ行為等の各種災害に伴い、安全確保が見込めないと主催者が判断した場合は、主催者の指示に従うものとする。また、安全確保のために、参加申込システムに登録された以外の個人情報を取得する場合がある。取得した情報については、目的以外に利用しない。
- (3) その他の事項については、国民スポーツ大会開催基準要項及び同細則による。

別記1 「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」

- 1 成年種別年齢域の選手は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項〔国民スポーツ大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）〕に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。
 - (1) 居住地を示す現住所
 - (2) 勤務地
 - (3) ふるさと
- 2 「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。

ただし、JOC エリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。
- 3 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。ただし、「日本国籍を有する者及び『永住者』」に該当しない者であっても、当該大会年の4月30日（冬季大会は前年の4月30日）以前から本大会終了時（冬季大会は各競技会終了時）まで継続的に日本に滞在している場合は、本制度を活用できるものとする。なお、やむを得ない事情により、一時的に日本を離れる場合は、総日数の半数を超えて日本で滞在していること。
- 4 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。
- 5 「ふるさと」から参加する選手は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1-③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。
- 6 ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
- 7 参加都道府県は「ふるさと選手」を所定の様式、方法により、当該大会実施要項で定めた参加申込締切期日までに、日本スポーツ協会宛てに提出する。

別記2 「『一家転住等』に伴う特例措置」

転校への特例

- 1 次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限（国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1-③）に抵触しないものとする。
 - (1) この特例の対象は、「少年種別」への参加者に限る。
 - (2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。
なお「一家転住等」とは概ね次のことを言う。
 - ア 親の転勤による一家の転居
 - イ 親の結婚、離婚による一家の転居
 - ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居
 - (3) 転居した時点に応じて、以下の手続きを終了していること。
 - ア 本特例を受けようとする参加者は、下記2(1)の場合は転居元、下記2(2)の場合は転居先が属する都道府県スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。
 - イ 報告を受けた都道府県スポーツ協会及び都道府県競技団体は、下記2(1)の場合は転居先、下記2(2)の場合は転居元が属する都道府県スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告し了承を得ること。
- 2 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。
 - (1) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合
 - イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合
 - ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合
 - (2) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

別記3 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」

公益財団法人日本オリンピック委員会が実施する「JOC エリートアカデミー」に係る選手のうち、下記1に該当する者については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項〔国民スポーツ大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）〕及び別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」に関し、次の2～4の特例を適用する。

1 対象者

- (1) 少年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーに在籍する者
- (2) 成年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーを修了した者、又は同アカデミーに在籍する者

2 少年種別年齢域の選手の所属都道府県

本特例第1項－(1)に定める少年種別年齢域の選手は、その所属都道府県について、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－2)－②に定める「居住地を示す現住所」、「学校教育法第1条に規定する学校の所在地」、「勤務地」のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

3 成年種別年齢域の選手の「ふるさと」

本特例第1項－(2)に定める成年種別年齢域の選手は、「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」第2項に定める卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県のほか、同アカデミーでの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

4 国内移動選手の制限に係る例外適用

本特例第1項－(1)に定める少年種別年齢域の選手が前回の大会（都道府県大会を含む）と異なる都道府県から参加する場合、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

[注] 本特例第1項－(2)に定める成年種別年齢域の選手については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）の規定に従い取り扱うものとする。

5 その他

中央競技団体が国際競技力向上施策として独自に実施するアカデミー事業については、当該中央競技団体からの申請を踏まえ、当該事業の内容が JOC エリートアカデミーに準拠し実施されていることが、公益財団法人日本オリンピック委員会により確認された場合に限り、国民スポーツ大会委員会の決議を経て当該事業を本特例の対象に加えることができる。

別記4 「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置（以下「本特例」という。）」を下記のとおり定める。

1 特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、下記の条件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 第33回オリンピック競技大会（2024年・パリ）に参加した者。
 - (2) 2026年4月30日時点で、下記のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者
 - ア JOC オリンピック強化指定選手
 - イ 各競技（種目）における国内ランキング上位10位以内の者
 - ウ 中央競技団体が定めた強化指定選手
- ※ 強化指定ランクについては、各競技における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。

2 特例の内容

(1) 予選会の免除

本特例の対象となる選手については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民スポーツ大会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

(2) 資格要件（日数要件の緩和）

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、以下のとおりとする。

ア 居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 2026年4月30日以前から大会終了時（2026年10月20日）まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外（海外を含む）において生活している実態がないこと。

なお、生活の実態については、下記要件により判断する。

 - a 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること
 - b 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
 - c 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
 - d 当該住居に主要な家財道具が存すること

(イ) 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

イ 勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 2026年4月30日以前から大会終了時（2026年10月20日）まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。
- (イ) 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

3 国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③のとおりとする。

別記5 「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」

1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県との6県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2 特例の内容

(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手及び監督については、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

ア 2011年3月11日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。若しくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

イ 災害が発生しなかったと仮定した場合、2026年4月30日以前から大会終了時（2026年10月20日）まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、第78回又は第79回大会に当該特例対象県から参加していても、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 2011年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。若しくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が2026年4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の子選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注] 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場す

ることができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第79回大会又は第80回大会に参加した者が、第81回大会において、以下のような震災にかかる理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

- <例>
- 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合
 - 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする場合
 - 他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校又は高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

ア 卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校の所在地

イ 災害の発生した時点で在籍していた小学校、中学校又は高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記イの学校所在地を「ふるさと」として登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

【特例の対象者】

2011年度から2012年度（小学校は2015年度）までに、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校又は高等学校を卒業した者。

別記6 「令和6年能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」

1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、新潟県、富山県、石川県、福井県の4県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2 特例の内容

(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手及び監督については、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

ア 2024年1月1日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。若しくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

イ 災害が発生しなかったと仮定した場合、2026年4月30日以前から当該大会終了時（2026年10月20日）まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、第78回大会又は第79回大会に、当該特例対象県から参加していても、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 2024年1月1日時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。若しくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が2026年4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注] 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学してい

る実態を有していると日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第79回大会又は第80回大会に参加した者が、第81回大会において、以下のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

- <例>
- 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合
 - 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする場合
 - 他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校又は高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

ア 卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校の所在地

イ 災害の発生した時点で在籍していた小学校、中学校又は高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記イの学校所在地を「ふるさと」として登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

【特例の対象者】

2024年度から2025年度（小学校は2028年度）までに、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校又は高等学校を卒業した者。

[11] セーリング競技

1 期 日

2026年9月4日（金）から9月7日（月）まで（4日間）

月 日	時 間	内 容
9月2日（水）	8:30~17:00	大会装備検査（大平マリーナ・しもきた克雪ドーム）
9月3日（木）	8:30~10:00	大会装備検査予備日（大平マリーナ・しもきた克雪ドーム）
	16:00~17:30	大会会長トロフィー返還・監督会議（むつマエダアリーナ）
9月7日（月）	13:00~13:30	種目別表彰式（むつマエダアリーナ）
	13:45~14:15	
	14:30~15:10	総合表彰式（むつマエダアリーナ）

月 日	予告信号 時 刻	A海面		予告信号 時 刻	B海面	
9月3日 （木）	11:25	少年男子420級	トライアルレース	11:25	少年男子ILCA6級	トライアルレース
	11:32	少年女子420級	トライアルレース	11:32	少年女子ILCA6級	トライアルレース
	11:39	成年女子ILCA6級	トライアルレース	12:25	成年女子セーリングスピリッツ級	トライアルレース
	12:55	成年男子470級	トライアルレース	13:25	成年男子国 ^ホ ウインドサーフィン級	トライアルレース
	13:02	成年男子ILCA7級	トライアルレース	13:32	成年女子国 ^ホ ウインドサーフィン級	トライアルレース
9月4日 （金）	9:55	少年男子420級	第1レース	9:55	少年男子ILCA6級	第1レース
	10:02	少年女子420級	第1レース	10:02	少年女子ILCA6級	第1レース
	10:09	成年女子ILCA6級	第1レース			
	引続き	少年男子420級	第2レース	引続き	少年男子ILCA6級	第2レース
		少年女子420級	第2レース		少年女子ILCA6級	第2レース
		成年女子ILCA6級	第2レース			
	12:55	成年男子470級	第1レース	11:55	成年女子セーリングスピリッツ級	第1レース
13:02	成年男子ILCA7級	第1レース	引続き	成年女子セーリングスピリッツ級	第2レース	
引続き		成年男子470級	第2レース	14:25	成年男子国 ^ホ ウインドサーフィン級	第1レース
		成年男子ILCA7級	第2レース	14:32	成年女子国 ^ホ ウインドサーフィン級	第1レース
				引続き	成年男子国 ^ホ ウインドサーフィン級	第2レース
					成年女子国 ^ホ ウインドサーフィン級	第2レース
9月5日 （土）	9:55	成年男子470級	第3レース	9:55	成年女子セーリングスピリッツ級	第3レース
	10:02	成年男子ILCA7級	第3レース	引続き	成年女子セーリングスピリッツ級	第4レース
	引続き	成年男子470級	第4レース	11:55	少年男子ILCA6級	第3レース
		成年男子ILCA7級	第4レース	12:02	少年女子ILCA6級	第3レース
				引続き	少年男子ILCA6級	第4レース
					少年女子ILCA6級	第4レース
	12:55	少年男子420級	第3レース	14:25	成年男子国 ^ホ ウインドサーフィン級	第3レース
	13:02	少年女子420級	第3レース	14:32	成年女子国 ^ホ ウインドサーフィン級	第3レース
13:09	成年女子ILCA6級	第3レース				
引続き		少年男子420級	第4レース	引続き	成年男子国 ^ホ ウインドサーフィン級	第4レース
		少年女子420級	第4レース		成年女子国 ^ホ ウインドサーフィン級	第4レース
		成年女子ILCA6級	第4レース			
9月6日 （日）	9:55	少年男子420級	第5レース	9:55	少年男子ILCA6級	第5レース
	10:02	少年女子420級	第5レース	10:02	少年女子ILCA6級	第5レース
	10:09	成年女子ILCA6級	第5レース			
	引続き	成年女子ILCA6級	第6レース	11:25	成年女子セーリングスピリッツ級	第5レース
				引続き	成年女子セーリングスピリッツ級	第6レース
	12:55	成年男子470級	第5レース	13:55	成年男子国 ^ホ ウインドサーフィン級	第5レース
	13:02	成年男子ILCA7級	第5レース	14:02	成年女子国 ^ホ ウインドサーフィン級	第5レース
引続き		成年男子470級	第6レース	引続き	成年男子国 ^ホ ウインドサーフィン級	第6レース
		成年男子ILCA7級	第6レース		成年女子国 ^ホ ウインドサーフィン級	第6レース
9月7日 （月）	9:55	少年男子420級	第6レース	9:55	少年男子ILCA6級	第6レース
	10:02	少年女子420級	第6レース	10:02	少年女子ILCA6級	第6レース

- (1) 各海面の引続き行うレースは、その前のレースの各種目終了後引続き行う。
- (2) 天候等の事情により、競技日程及びレース海面はレース委員会において変更することがある。
- (3) 9月7日(月)には、10時30分より後に予告信号を発しない。

2 会 場 むつ市 大平マリーナ

3 種別(種目)及び参加人員

種 別	種 目	1艇当りの乗員数	艇数	監督	選手	参加都道府県	計(人)
成年男子	470級	2	1	1	2	47	703
	ILCA7級	1	1		1		
	国スポウインドサーフィン級	1	1		1		
成年女子	セーリングスピリッツ級	2	1		2		
	ILCA6級	1	1		1		
	国スポウインドサーフィン級	1	1		1		
少年男子	420級	2	1	1	2		
	ILCA6級	1	1		1		
少年女子	420級	2	1		2		
	ILCA6級	1	1		1		

- (1) 参加人員が703名を超えるときは、日本セーリング連盟が調整する。
- (2) 成年種別は選手が監督を兼任することができる。
- (3) 各種目で使用する艇及びボードは選手が所有するもの、都道府県が所有するもの、又はチャーターしたもので、参加都道府県が持参するものとする。なお、チャーター艇の場合は所有者からの証明を必要とする。

会場に持ち込める各級の艇体数は、参加申込みが完了した種目の艇数とする。

なお、各種別(種目)の大会装備検査(以下検査)で検査に合格した艇及びセールは変更、交換することはできない。ただし、損傷等によりテクニカル委員会が認めた場合を除く。

また、支援者艇の持込みは参加都道府県毎に1艇とし、参加申込時に登録(記載)しなければならない。

(4) 個人用浮揚用具(PFD)に関する規程

ア クラス規則に規定されたものを使用すること。

イ クラス規則に規定がないクラスにあっては、すべての乗員は以下の要件を満たしたものをを使用すること。

- a. IS012402-5又は同等品(USCGTypeⅢ、AS4758LEVEL50、EN393は同等品と認められる)
- b. 膨張式でないこと

ウ 体形・体重に合致したサイズ表示と浮力表示が明示されていること。

エ 浮力材の抜き取り等の改造を施したり、表地に破れ等の破損があるものは認められない(補修したものも含む)。

4 競技上の規程及び方法

[NP]の表記は、その規則の違反は艇による抗議の根拠とならないことを意味する。これはRRS60.1を変更している。

[DP]の表記は、その規則の違反に対するペナルティーをプロテスト委員会の裁量により失格より軽減することができることを意味する。

- (1) 2025-2028 セーリング競技規則（以下「RRS」という。）に定義された規則を適用する。

なお、本実施要項は、RRSにおけるレース公示に該当するものである。

RRSの定義：規則（g）に基づく大会を管理するその他の文書には、サポートチーム規程（STR）及び大会装備規程が含まれる。

[NP] [DP]本大会は、公益財団法人日本スポーツ協会の「国民スポーツ大会企業協賛に関するガイドライン」（令和6年1月1日改正）に基づき、一切の広告を制限する。

- (2) 帆走するコースは、トラペゾイド・コース又は風上/風下コースを予定しており、詳細は帆走指示書に記載する。

- (3) 天候その他の事情により各種別・種目6回のレースが実施できなかった場合でも、それぞれの種別・種目でレースが1回以上完了していれば、その種別・種目は成立とする。

- (4) 本大会における上告の権利は、RRS70.3(c)及び日本セーリング連盟規程5.4に基づき否認される。

- (5) 470級及び420級の各種目に使用する艇は、所定の計測証明書（使用するセール番号が艇体に割り当てられたセール番号と異なる場合は、それぞれの計測証明書）を持参するものとする。

470級及び420級のセールについては、基本計測を終了しクラス規則に適合していることを示すステッカー又はスタンプ及び公式計測員のサインと計測を行った日付が記載されていること。

- (6) レースに使用する艇は、クラス規則に合致していなければならない。また、470級及び420級は計測証明書及びメジャメントフォームにも合致していなければならない（RRS78 参照）。さらに、レース前にテクニカル委員会による検査を受け、承認を得たものに限られる。

すべての艇は検査終了後から最終レース終了まで常にクラス規則に従っていなければならない。各種目共、各レース終了後に任意に抜き取り、海上又は陸上で計測を行うことがある。

- (7) 検査を受けられるセールの数は、参加申込みが完了した種目につき1セットとする。ただし、国スポウインドサーフィン級は、2枚のセールの使用を許可する。

また、異なる種別であっても同一のセール番号は使用できない。

使用するセール番号が艇体に割り当てられたセール番号と違う場合は、使用するセールに対応する艇体が競技者所有または都道府県所有でその艇体を本大会で使用しない場合に限り認められる。その場合、確かに所有しているという事実は選手によって証明されなくてはならない。

- (8) [DP] I L C A 7級及び I L C A 6級は水上にいる間は、水に浮く直径6mm、長さ8m以上の曳航用のロープをバウ・アイにつけておかなければならない。

- (9) セーリングスピリッツ級、I L C A 7級、I L C A 6級の艇は、マストトップに着脱可能な浮力体を取りつけてもよい。形状は球形に限り、1か所のロープで取り付けなければならない。ただし、コンディションにより付けた外したりしてもよい

- (10) 国スポウインドサーフィン級は、マストの本数は制限しない。

- (11) レース前の検査時には、艇は乾燥した状態でなければならない。

- (12) 検査後の艇は、テクニカル委員会の許可なく装備の修理及び交換をすることができない。また、テクニカル委員会の承諾なしにハーバーより持ち出してはならない。検査済みの艇に、破損その他事故が生じたときは、テクニカル委員会の承認により、改めて検査を受けたものだけに限り、使用を許されることがある。
- (13) レース艇の損傷等については、テクニカル委員会の承認後、各都道府県の責任において対応しなければならない。
- (14) [NP] [DP]各種目のセールには、県名と県番号を付けていなければならない。県名（片面・スターボード側）は、470級、セーリングスピリッツ級、420級は1字 450mm×450mmで太さ 40mm、国スポウインドサーフィン級、ILCA7級、ILCA6級は1字 380mm×380mmで太さ 32mm、県番号（両面・スターボード側上）は、1字 270mm×150mmで太さ 40mmとし、色は黒色で一定の太さで書かれたものであること。なお、各寸法はプラスマイナス5%の許容差を認める。

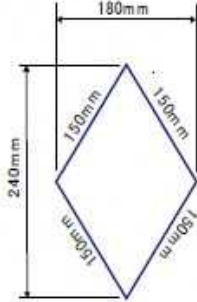
ただし、国スポウインドサーフィン級及びセーリングスピリッツ級（マイラーセール使用）のセールは、実行委員会が用意する白地のセールクロスの上に、県番号を貼付しなければならない。

なお、白地のセールクロスは受付時に配布する。配布された白地のセールクロスは加工してはならない。

- (15) [NP] [DP]セール上の識別

識別マーク（ひし形）は実行委員会が用意し、受付時に配布する。識別マークを両面の同じ位置に表示しなければならない。

なお、クラス規則に従った識別マークが表示されている場合は、そのまま使用してもよい。

種 別	種 目	色	形 状
成年女子	国スポウインドサーフィン級 ILCA6級	赤	下記サイズ以上 
少年男子	ILCA6級	青	
少年女子	420級	赤	対角線の長さ最小 250mm

- (16) [NP] [DP]選手は、乗艇する際に着用する上着（個人用浮揚用具：ライフジャケット、ハーネス、その他の衣類等）には、その背面に地色と明確に識別できうる単色の文字で所属都道府県名を付けなければならない。文字は漢字とし、1文字の大きさは縦 100mm 以上、横 80mm 以上とする。

- (17) [NP] [DP]県名、県番号及び識別マークの表示位置

県名、県番号及び識別マークの表示位置、検査の手順及び提出書類、また大会期間中の装備の交換と修理に関しては、大会ホームページに掲載される大会装備規程に示す。

(18) 各種目のセールに付ける県番号は、下記のとおりとする。

1	北海道	13	東京	25	滋賀	37	徳島
2	青森	14	神奈川	26	京都	38	愛媛
3	岩手	15	山梨	27	大阪	39	高知
4	宮城	16	新潟	28	兵庫	40	福岡
5	秋田	17	長野	29	奈良	41	佐賀
6	山形	18	富山	30	和歌山	42	長崎
7	福島	19	石川	31	鳥取	43	熊本
8	茨城	20	福井	32	島根	44	大分
9	栃木	21	静岡	33	岡山	45	宮崎
10	群馬	22	愛知	34	広島	46	鹿児島
11	埼玉	23	三重	35	山口	47	沖縄
12	千葉	24	岐阜	36	香川		

(19) 選手への通告は、第 80 回国民スポーツ大会セーリング競技会ホームページ（以下「大会ホームページ」という。）に設置された公式掲示板に掲示する。公式掲示板はオンラインのみとし、ホームページの不具合等は、艇からの救済の要求の根拠とはならない。これは、RRS61.1(a)を変更している。

大会ホームページ URL : <https://www.city.mutsu.lg.jp/sailing/>

(20) [NP][DP]選手は、大会 LINE オープンチャット（以下「大会オープンチャット」という。）で情報を得ることが出来る。競技者は大会オープンチャットへ登録しなければならない。ただし、大会オープンチャットでの選手・監督・支援者からの投稿は認めない。大会オープンチャットへの登録及びオンライン手続については、帆走指示書に示す。

5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

(1) 総則 5 に定めるものとする。

なお、少年種別に参加できる選手には、2011 年 4 月 2 日から 2012 年 4 月 1 日までに生まれた中学 3 年生を含むものとする。

(2) 同一人の参加は、1 都道府県の 1 種目に限る。

(3) 監督、選手は日本セーリング連盟の有効な 2026 年メンバー登録者であること。

(4) 当該種別選手は、次の有資格者であること。

ア 成年男子・成年女子 日本セーリング連盟バッジテスト中級 4 級以上、ただし、国スポウインドサーフィン級の選手は日本セーリング連盟ウインドサーフィン・バッジテスト 8 級
イ 少年男子・少年女子 日本セーリング連盟バッジテスト初級 5 級以上

(5) 監督は、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格制度に基づく公認セーリングコーチ 3 または公認セーリングコーチ 4 の資格を有する者とする。

6 総合成績決定方法

男女総合成績（天皇杯得点）及び女子総合成績（皇后杯得点）は、競技得点と参加得点の合計とし、その得点の多い都道府県順に第 1 位から第 8 位までを決定する。

ただし、同点の場合は、その順位を共有し、次の順位を欠位とする。

(1) 競技得点

天皇杯対象種別	皇后杯対象種別	競 技 得 点
成年男子 成年女子 少年男子 少年女子	成年女子 少年女子	<p>470級、セーリングスピリッツ級及び420級の各種目に1位24点、2位21点、3位18点、4位15点、5位12点、6位9点、7位6点、8位3点の競技得点を与える。</p> <p>ILCA7級、国スポウインドサーフィン級及びILCA6級の各種目に1位8点、2位7点、3位6点、4位5点、5位4点、6位3点、7位2点、8位1点の競技得点を与える。</p> <p>ただし、同順位の場合は、その順位を共有し、次の順位を欠位とする。なお、得点は次の順位のものに加え、当該都道府県で等分する。</p>

(2) 参加得点

大会に参加した都道府県に10点を与える。

(3) 各種目のレース得点方法と順位

完了したレースが3レース未満の場合は、艇の得点は全レースの合計得点で順位を決定する。
完了したレースが3レース以上の場合は、艇の得点は最も悪いレースの得点を除外したレースの合計得点で順位を決定する。

(4) 参加艇数

各種別・種目の参加艇数は、2026年9月2日（水）午後3時の時点における艇数を参加艇数とする。

7 表 彰

- (1) 男女総合成績及び女子総合成績第1位から第8位までの都道府県に、表彰状を授与する。
- (2) 男女総合成績第1位の都道府県に、大会会長トロフィーを授与する。
- (3) 各種別・種目の第1位から第8位までに、賞状を授与する。

8 参加申込方法

- (1) 2026年8月13日（木）午後5時までに国民スポーツ大会参加申込システムにより、必要項目を入力の上、所属都道府県スポーツ協会を通じて、申込手を完了すること。
- (2) 下記の提出書類は、所定のファイルに貼付けPDF形式の電子データに変換したうえで、2026年8月6日（木）まで（必着）に電子メールで提出すること。

提 出 先	提 出 書 類
公益財団法人日本セーリング連盟 国スポ委員会 E-mail: kokutai@jsaf.or.jp	参加資格証明書（所定のファイルに貼付けること。） 1. 監督・選手は2026年日本セーリング連盟メンバーズカード（電子版） 2. 監督は公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者登録証（裏面）、または電子版登録証 3. 選手は日本セーリング連盟バッジテスト認定証

(3) 参加申込締切後の選手・監督の交代及び棄権は、疾病、傷害、転勤等のやむを得ない場合のみ認める。

選手・監督の交代及び棄権については、所定の様式により下記の提出先にメールで届けなければならない。

ア 提出期限 2026年9月2日(水) 午後3時まで

イ 提出先

(ア) 公益財団法人日本セーリング連盟

〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 9階

TEL 03-6447-4881 FAX 03-6447-4882

E-mail kokutai@jsaf.or.jp

(イ) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会事務局

(青森県国スポ・障スポ局競技式典課内)

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号

TEL 017-734-9771 FAX 017-734-8012

E-mail aomori2026kyougiunei@pref.aomori.lg.jp

(ウ) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会事務局

(青森県むつ市市民生活部国スポ・障スポ推進課内)

〒035-8686 青森県むつ市中央一丁目8番1号

TEL 0175-22-1111 FAX 0175-22-5825

E-mail kokuspo.sailing@city.mutsu.lg.jp

なお、公益財団法人日本スポーツ協会に対しては、大会終了後、別途所定の手続により参加申込情報を修正すること。

(4) 国スポウインドサーフィン級を除き、参加資格証明書にセール番号を登録しなければならない。

9 参加上の注意

- (1) 参加艇及び支援者艇の会場への搬入は、2026年8月31日(月)午前9時から受け入れる。また、搬出は、9月6日(日)から9月7日(月)にむつ市実行委員会の搬出計画により行う。
- (2) 各都道府県の検査順は、9月1日(火)午後4時30分に検査会場において、都道府県代表者による抽選で決定する。なお、抽選時に未到着の都道府県については、受付順とする。
- (3) 9月3日(木)は、午前10時まで海上練習を認める。
- (4) 支援者艇は、選手への全ての支援を行うことができる。ただし、支援者艇は大会ホームページに掲載されるサポートチーム規程(STR)に従わなければならない。

10 その他

帆走指示書は2026年8月14日(金)までに大会ホームページに公開する。